

≪補助メニュー3≫ソーラーカーポート導入補助金

対象	自宅にソーラーカーポートを導入する方(自宅の屋根に太陽光発電設備を載せたくない方) ●申請より以前(町の事前確認より以前)に設置した場合は対象外		
	●重点対策加速化補助金…要綱に記載されている要件を満たす場合に活用できます。 主な要件 ・国(国の委託先も含む)の補助金を活用することはできません。 ・太陽光発電について、自家消費率 30%以上であること、FIT・FIP制度は使わないこと、売電時に J-クレジットを発生させないこと。 ・蓄電池を太陽光発電と同時に導入する場合は、設置費用を蓄電容量で割った金額が 12.5 万円/kWh 以下の蓄電システムとなるよう努めること。 (設置費用は、機器・付属品及び工事に係る費用。税抜き)		
補助額	17 ソーラーカーポート 〔太陽光発電システム〕 (重点対策加速化補助金)	7 万円/kW(千円未満は切捨て) 蓄電池を同時設置する場合 HEMSを同時新設する場合 EV 同時導入加算 (前年度または当該年度にゼロカーボンシティ創成補助制度(重点対策加速化補助金)で EV を導入した場合)	+ 設置費用(機器・工事)の 1/3 (上限 5 万 1 千円/kWh) + 設置費用(機器・工事)の 2/3 <

請求方法	町からの交付決定通知を受け取ったあと、設置工事を行ってください。 ↓ 工事完了後に環境課ゼロカーボンシティ推進班(Tel0465-84-0314)にその旨お知らせください。 ↓ 町による現地確認(事後)を実施しますので、その後補助金交付請求書(第 15 号様式)に必要書類(補助区分ごとに異なります。要綱別表第 5 を参照)を添えて環境課ゼロカーボンシティ推進班窓口にご持参ください(郵送不可。申請時に指名した手続代行者による提出可)。
実績報告	太陽光発電設備稼働の日から 1 年後に月ごとの住宅のエネルギー使用量等について報告書を提出してください。 (注)請求書(第 15 号様式)の受理日から起算して 2 年以内に報告書が提出されない場合は補助金を返納していただく可能性があります。